



富山労働局発表

令和元年11月19日

報道関係者 各位

【照会先】

富山労働局労働基準部賃金室
賃金室長 大重 一夫
賃金室長補佐 山越 立
(電話) 076-432-2735

特定（産業別）最低賃金が引き上げられます

～ 年内に順次発効 ～

- 1 富山労働局長（佐藤 靖夫）は、今年度改定申出のあった3件の特定最低賃金について、富山地方最低賃金審議会の答申を受け、本日までに次のとおり改定する旨決定して官報公示を行いました。改定最低賃金は、今後順次発効する^{※1}こととなります。

件名	改正内容(時間額)	官報公示日	効力発生日
富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金〔一般機械・自動車部品製造業関係〕	現行 885 円→ 907 円(+22 円)	11/11 (月)	12/11 (水)
富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金〔電気機械器具製造業関係〕	現行 823 円→ 849 円(+26 円)	11/19 (火)	12/19 (木)
富山県百貨店、総合スーパー最低賃金	現行 840 円→ 860 円(+20 円)	11/5 (火)	12/5 (木)

- 2 特定最低賃金は、関係労使が地域別最低賃金^{※2}よりも金額水準の高い最低賃金を定めることが必要と認める産業に設定され、当該産業の基幹的労働者^{※3}に適用されます。

※1 最低賃金の改定は、公示日から起算して30日を経過した日から効力を生じます。(最低賃金法第19条第2項)

※2 富山県最低賃金 時間額848円(効力発生日:令和元年10月1日)

※3 基幹的労働者とは、当該最低賃金で適用除外とされている者(18歳未満又は65歳以上の者、雇入れ後一定期間未満で技能習得中の者、当該産業に特有の軽易な業務に従事する者等)以外の労働者をいいます。